主 文原判決中、控訴人Aに関する部分を取消し、右部分につき本件を富山地方裁判所に 差戻す。

その余の控訴人らの本件各控訴を棄却する。

控訴人Aをのぞく各控訴人らの本件各控訴費用は、控訴人Aをのぞく各控訴人らの 負担とする。

控訴人ら代理人らは「原判決を取消す(1)控訴人Aをのぞくその余の控訴人ら 六名の第一次的請求として、被控訴人富山大学経済学部長(以下、被控訴人経済学 部長という)が控訴人B、同C、同D、同E、同F、同Gから同被控訴人宛に提出 された富山大学経済学部昭和四一年度H教授担当経済原論四単位の各履修票ならび に控訴人Bから同被控訴人宛に提出された同学部同年度同教授担当演習二単位の履 修票について単位授与、不授与の決定をしないのは違法であることを確認する。控訴人Aの第一次的請求として被控訴人経済学部長が控訴人Aから同被控訴人宛に提出された富山大学経済学部昭和四一年度H教授担当同学部専攻科演習および研究報告一〇単位の履修票について、単位授与、不授与の決定をしないのは違法であることを確認する。被控訴人富山大学学長(以下被控訴人学長という)が控訴人Aから同被控訴人がに提出された富山大学探討学の表現を指していて終了、未修りが 決定をしないのは違法であることを確認する。 (2) 控訴人Aをのぞくその余の控 訴人ら六名の第二次的請求として被控訴人学長が控訴人B、同C、同D、同E、 F、同Gから同被控訴人宛に提出された富山大学経済学部昭和四一年度H教授担当経済原論四単位の各履修票ならびに控訴人Bから同被控訴人宛に提出された同学部 同年度同教授担当演習二単位の履修票について単位授与、不授与の決定をしないのは違法であることを確認する。控訴人Aの第二次的請求として、被控訴人学長が控 訴人Aから同被控訴人宛に提出された富山大学経済学部昭和四一年度H教授担当同 学部専攻科演習および研究報告一〇単位の履修票について単位授与、不授与の決定 をしないのは違法であることを確認する。(3)控訴人Aをのぞくその余の控訴人ら六名の第三次的請求として被控訴人経済学部長に控訴人B、同C、同D、同E、 同F、同Gが富山大学経済学部昭和四一年度H教授担当の経済原論四単位を取得したことならびに同Bが同学部同年度同教授担当の演習二単位を取得したことをそれぞれ認定する義務があることを確認する。控訴人Aの第三次的請求として被控訴人経済学部長に、控訴人Aが富山大学経済学部専攻科昭和四一年度H教授担当の演習 および研究報告一〇単位を取得したことを認定する義務があることを確認する。被 控訴人学長に、控訴人人が富山大学経済学部専攻科を修了したことを認定する義務 があることを確認する。(4)控訴人Aをのぞくその余の控訴人ら六名の第四次的 請求として、被控訴人学長に、控訴人B、同C、同D、同E、同F、同Gが富山大学経済学部昭和四一年度H教授担当の経済原論四単位を取得したこと、ならびに同 Bが同学部同年度同教授担当の演習二単位を取得したことをそれぞれ認定する義務があることを確認する。控訴人Aの第四次的請求として被控訴人学長に控訴人Aが 富山大学経済学部専攻科昭和四一年度H教授担当の演習および研究報告一〇単位を 取得したことを認定する義務があることを確認する。(5)訴訟費用は第一、 とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、被控訴人ら指定代理人らは「本

件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人らの負担とする。」との判決を求めた。 当事者双方の事実上の陳述、証拠の提出、援用、書証の認否は左記のとおり附加 するほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

(控訴人ら代理人らの陳述)

- 、原判決は富山大学は国が設置し、国の意思によつて支配運営される営造物であ つて、国と学生との間には営造物利用関係が生じ、国は学校設置の目的達成に必要 な範囲と限度において学生を包括的に支配し、学生はこれに服従すべき公法上の特 別権力関係が成立するとしている。

がしたに しかし右特別権力関係論はドイツにおける歴史的産物であり法治主義に反するものであつて我が国においてはドイツにおけるような歴史的背景もなく、且つ法治主 義を基本的原理とする日本国憲法の下にあつては到底認めることをえない理論であ る。

特別権力関係と行政訴訟に関する考え方としては大別して三つに分れる。第一 は特別権力関係に対しては一般に行政訴訟を否定する立場であり、第二は特別権力 関係につき一定の場合には行政訴訟が許されるが、それ以外には許されないとする 立場であり、第三は特別権力関係についても広く行政訴訟が許されるとする立場で ある。

第一説によれば「特別権力による行為は行政活動であり、公権的性質を有するものであるから、それに対する争訟に関しては特別権力関係の内部において認められた手段によるほか、法律に特別の定めのない限り裁判所に対する争訟の道はない。」とされている。

第二説によれば、いわゆる特別権力関係の秩序の維持についても「それが一般市民としての権利義務に関するものでない限り裁判所はこれに介入すべきではない」としたり「特別権力関係に入つている者は一面では当該関係の構成分子として当該関係の目的達成のために活動すると同時に当該関係の権力主体に対立して一定の権利義務を負う一つの権力主体としての地位を有するのであつて、前者の地位に対してなされた行為の当否は当該特別権力関係の内部において解決されるべき問題であって訴訟の対象となりえないと考えられ、後者の地位に対してなされた行為はその者の権利義務に関するという意味で訴訟の対象となる可能性を有する」としたりしている。

第三説によれば「特別権力関係においてはかなりの自由裁量が認められているから、その範囲内に留まる行為については問題はない。けれども裁量行為に属しない行為や又は裁量の範囲をこえた行為によつて個人の権利が侵害された時は裁判係を広く認めるべきであろう」としたり、法治主義の建前から特別権力関係とある。といるの限りにおいて裁判所に出訴することができるのはい、その限りにおいて裁判所に自由裁量を認めている場合には、その限りにおいてもは拠たる法律が当該行政庁に自由裁量を認めている場合には、その限りにおいてもは拠たる法律が当該行政庁にある。しかしこの場合出訴が認められないのは、それが単に裁量職務なるが故であつて、かの特別権力関係におけるものなもが故には必ずしも一括して一般に論ぜられるべきでは後来特別係とかかわりなく個別的具体的に検討れるべきであるとする第三説が有力にとなえられている。

三、特別権力関係論によれば、法律の規定又は個人の任意の同意にもとづいて成立する若干の特殊的法関係においては、行政主体は各個の場合に法律に根拠を置くことなしに服従者に対して命令強制をなし、その権利自由を制限しうる包括的支配権を有するものとされるのである。

わが国における特別権力関係論は明治憲法下においてドイツ公法学から輸入された学説の産物であり、ドイツにおいてはその特殊な国家理論を背景として歴史的に発生したのがこの特別権力関係論を支柱とした官吏法であり、これと類似の国転論をもつた明治憲法下においては特別権力関係論も妥当したが、現行憲法への現によってこの理論は到底維持することはできなくなつたのである。すなわち、現行憲法において国会が唯一の立法機関であり、国会の制定する法律に根拠を有しない、同談の基本的人権は「法律でもつて制限しない限りにおいてのみ主張しうの時においての基本的人権は「法律でもつて制限しない限りにおいてのみ主張しう場所と対しても保障されたの基本的人権利ではなく、行政権司法権に対しても保障されたものとのものというな法治主義を基本原則とする現行憲法下においては特別権力関係の理論はもはや認められないものというべきである。

特別権力関係を肯定する立場は法律又は個人の同意によって当該権力関係に入るのであるから法治主義に合致すると主張するものである。しかし現行憲法上仮りに法律によるとしても全く一般的包括的授権は許されないものとみるべきであり、特にその授権を具体的明示的に法律によって示されない以上、国民の権利自由は制限できないものと解すべきである。又個人の同意といってもそれは対等者間において個人自らが自由に処分できる権利についてのみ認められるものであって、国家と個人という非対等的な立場にある場合にまで認められるものではない。

もちろん公務員関係、国立学校関係、国立病院関係、刑務所関係等においては、 それぞれ特殊な法秩序があることは否定しえない。それはそれぞれの関係の目的を 達成するために必要な法秩序であり、一般企業においてその企業目的達成のために 必要な企業内秩序が存すると同様である。

従つて公務員関係、国立学校関係等においても一般企業関係と同様に解すべきであり、ただその限界は各関係各法秩序のそれぞれの目的から判断して、個別的に検討すべきであり、特に特別権力関係なる理論を用いる必要は全くないのみならず、かえつて有害とみるべきである。

四、学校関係の本質

原判決は富山大学は国が設置し、国の意思によつて支配し、運営される人的物的施設を有する営造物であり、従つてこれはいわゆる公法上の特別権力関係であるとなす。しかし元来教育関係は国の公権力とは離れた非権力的関係であり、公権力とはなじまないものである。教育基本法および学校教育法は私立、国立を問わず学校関係に適用されるものであり、学校関係の本質は私立国立共通のものである。従つて単に主体が国であるからとの理由のみでは特別権力関係とすることははなはだ妥当を欠くものである。

もつとも学校関係においてはその内部秩序を維持するために一般市民法秩序とは 異つた内部規律があることは当然であるが、それは国立、私立によつて異なること はなく、この特殊秩序をもつて公権力関係ないし特別権力関係となすことを得な い。

以上のように学校関係は国公立学校についてのみ特別権力関係とみるべきではなく、広く国立、私立学校共通の基本的性質をもつ教育契約関係とみるべきであり、学校主体は学生に対しある程度の包括的な権利があり、学生はその限りで学校主体に服従すべき義務がある。そしてその支配服従の限度は学校関係の特殊性から判断すべきである。

五、包括的支配権の限界について

第一説の極端な特別権力関係論者によれば、特別権力関係に入つた以上、司法権の対象から除外されるので、その限界を論ずる余地はない。第二説の特別権力関係の神でも一定の限界を認める立場によれば、「特別権力関係の純然たる内心とものと一般市民法秩序に関係するものとを区別し、後者について裁判所の介入をといる。特別権力関係の構成分子たる地位と当該関係の権力主体に対してあり、「特別権力関係においては裁量によい行為や裁量の政治をしたり、「特別権力関係においては裁量に対しない行為で裁量の政治をしたり、「特別権力関係においては裁量に対しない行為で裁量の政治を対しては対しては対しては対している。判例も従来一般に特別権力関係を否定は対しているのではない。

第三説の特別権力関係を否定は対しまれば「学校と生徒との間に具体的関係を否定となるが表現によれば「学校と生徒との間に具体的関係に基づく処分であることを述べているのではない。

第三説の特別権力関係を否定する立場によれば「学校と生徒との間に具体的な権利の対抗関係が存する場合において生徒個人に具体的な侵害を与える教育措置に関してはすべて出訴が可能である。例えば入学、進級、卒業の拒否等はすべて出訴可能」としたり、各関係の性質およびその目的を具体的個別的に検討し、その限度を定めようとしている。前述のように特別権力関係論を不要とすれば第三説を至当とする。

六、本件についての具体的適用

本件は国立学校関係における単位の請求ならびに専攻科の修了認定請求である。 国立学校も私立学校と同様に教育契約関係として把握すれば特別権力関係として理 論構成する必要はなく、従つて教育契約関係の目的を直視して単位請求、専攻科の 修了認定請求の当否を判断すべきである。

教育契約関係の目的についてみるに、すべて国民は教育をうける権利を有するのであり(憲法第二六条)教育契約により学校関係に入つて学生たる身分を取得した際にはその身分から教室へ入室する権利、図書を閲覧する権利、講義を受講する権利、単位を請求する権利、卒業ならびに専攻科の修了認定を請求する権利等が派生するものである。この各権利は学生としての基本的権利であり、これなくしては教育目的そのものが達成せられないのである。

学生は単位を取得し、卒業すること、ならびに専攻科を修了することを目的として学校へ入学するものであり、右各権利の中でも単位請求権、卒業認定請求権、専攻科修了認定請求権は学生としての最も重要な権利であるといわねばならない。この権利が侵害されたときには学生は権利救済を求めて裁判所に対し出訴できるものといわねばならない。

原判決も文学校設置目的達成に必要な範囲と限度においてのみ学生は包括的に支配されるとしながら、その「必要な範囲と限度」についてなんら具体的な判断を示さず、当然単位の認定、専攻科の修了は公法上の特別権力関係であるとしている。しかし「必要な範囲と限度」という制限を設ける以上、右単位の認定、専攻科の修了が「必要な範囲と限度」に入るかどうかについて判断すべきであつて、原判決のような専断的な判断は正に審理不尽といわねばならない。

仮りに特別権力関係論に立つたとしても、単位の請求、専攻科の修了認定請求は 右のように学生の基本的な権利であつて、それらは一種の資格地位にかかる一般市 民法秩序に関するものであり、学校主体と対立して一つの権利主体としての地位か ら生ずる権利であるから、「必要な範囲と限度」をこえるものというべく当然訴訟 の対象となるといわねばならない。

もちろん教育関係すべてについて出訴できるものではなく、教官が講義をし試験 をし採点をなすものというような実質的内部的行為は、その教官に一身専属的に附合しているものであつて、司法権の対象とはならないが、このような講義が実際行なわれたか否か、試験が適正に行なわれたか否か、単位数が規定に達しているか否 か等の形式的手続的行為については司法権の対象となりうるものといわねばならな い。本件においてはH教授が講義をなし試験をなし合格判定をなしたものであつ て、その後の形式的手続的な単位認定ならびに専攻科修了行為を大学がなさないも のであり、この点の当否に関しては当然裁判所の審査の対象となるものでなければ ならない。

七、法的利益について (イ) 控訴人Aが請 (イ) 控訴人Aが請求している専攻科の修了は学部の卒業と同一の地位にあり、 控訴人Aの単位請求は専攻科の修了に直接関係しているのであり、控訴人Aの単位 取得が認められなければ控訴人Aは専攻科を修了できないのである。

学生は大学において如何なる単位を取得したかということは卒業後会社へ 就職したり大学院へ進学したりする際には重大な要素となり、又学部長も外部に対 し公文書として各学生の取得単位の成績証明書を公布していることからも単位の請 求自身としての法的利益ありといわねばならない。

H教授が富山大学において講義をすることは、その限りで大学自身がH教 (11)授に具現化していることであり、一方H教授は懲戒免職等にはなつておらず、従つ て同人は講義をする権利があり、そして同人が講義をしたから学生がこれを聞くの である。故にこのH教授を通して具現化されている大学が存在しているのに、なん らの手続をふまずにこれを否定することは学生の大学に対する信頼関係を破壊する ものであり、この信頼関係の破壊という点に、これを救済すべき法的利益があるの である。

-方では被控訴人経済学部長がH教授は偽造犯罪者であるからHの講義は 聞くなといい、一方ではH教授はそのような偽造はないといつて講義を続けている とき、一体第三者である学生としてはどう判断すべきか、その判断に迷うことは当 然である。その判断に迷い、H教授は国立大学の教官であり、この教官は懲戒等の 法定手続に従つて処分されない以上、講義をする権利があると信じてその講義を聞 いたとしても、第三者である学生としては当然の判断であり、又正しい行動でもあ る。このように大学の内部的紛争にまきこまれた善良なる学生を救う道は本件訴訟 以外にはなく、原判決のような判断は正にこのような善良な学生を見殺しにするものといわねばならない。

八、大学設置基準について

原判決は大学設置基準は大学を設置する者に対し義務を課したものであり、個々 の学生の個人的利益を擁護するために設置されたものではないとして、同基準第三 ー条については同条が学生の単位を請求する具体的権利を定めたものではないと判 断している。しかしながら建築基準法について同法は建築者に対し遵守すべき一定 の基準を定めたものであつて、隣接者に対し直接その利益をまもるために設置せられたものではないが、しかしそれでも建築者が同基準に違反した場合これによつて 不利益をうける隣接者は同基準に違反することを理由として差止等の請求権がある としている判例(横浜地昭和四二年一〇月一九日判決 行集一八巻一〇号一三二九 頁)があるが、この論理に従えば、本件においても大学が大学設置基準に違反し単 位を与えない場合には学生といえどもこれを請求できることは当然であるといわね ばならない。

九、被控訴人ら指定代理人らの主張に対する反論

被控訴人ら指定代理人らは地方議会の議員の出席停止に関し議会の自律権 にゆだねるという最高裁の判決を引用するが、右判決は地方議会についてのもので あつて国立学校と学生との権利義務関係や公務員関係におけるそれには当然妥当し ないものである。選挙によつて選出された議会の自律関係は同等者間の秩序である のに対し、国立学校と学生との関係においては、学生は受益主体であり、学校に対 して権利を有するいわば外部関係にあるものであつて、議会の自律関係とは全く異 なるものといわねばならない。

(二) 被控訴人ら指定代理人らは国立学校は一般市民の利用に供せられたものであり、その学生に退学を命ずることは市民としての公の施設の利用関係からこれを排除するものであるから、私立大学の退学処分とは異なり、権力的作用を有すると主張する。

国立学校が公の施設の利用関係であつて私立学校が公の施設の利用関係ではないことは当然であるが、しかしそのことはむしろ国立学校においては利用者である一般市民の利益のために私立学校以上に国立学校(施設)側の行為が拘束されていることを意味するにすぎず、このことは公権力性とは無関係なのである。 (三) 被控訴人ら指定代理人らは国立学校関係について在学契約関係説にたつな

(三) 被控訴人ら指定代理人らは国立学校関係について在学契約関係説にたつならば民事訴訟手続によるべきであつて、行政訴訟手続によることは自家撞着であると主張する。

しかし控訴人ら代理人らの主張はなんら矛盾を含まない。けだし、国立学校関係は本質において契約関係であることは疑いないが、ただ現行法が政策的に国立学校関係について行政事件訴訟法や行政不服審査法において行政庁の処分としているが故に(行政不服審査法第四条第一項第八号)形式的に行政行為となるのであつて、そのために行政訴訟手続によつたものにすぎず、被控訴人ら指定代理人らの主張は失当である。

(被控訴人ら指定代理人らの陳述)

二、控訴人らは国公立学校と私立学校との在学関係は基本的に同一であるから従つて単に主体が国であるからとの理由のみでは特別権力関係とすることは甚だ妥当を欠くと主張する。しかしこの点についても「国立および公立の学校は本来公の教育施設として一般市民の利用に供されたものであり、その学生に退学を命ずることは市民としての公の施設の利用関係からこれを排除するものであるから、私立学校の学生に退学を命ずる行為とは趣を異にする」とされている。(最高裁昭和二九年七月三〇日第三小法廷民集八巻七号一、四六三頁)

この判旨は公立大学学生の退学処分はその性質上権力的要素を含むものであるが 故に、行政処分と解すべきものであることを示したものであるから、この点に関する控訴人らの主張は失当である。

る控訴人らの主張は失当である。 三、控訴人らが本件において在学契約関係説を固執するとすれば、控訴人らは当事者適格(被告適格)を有しないものを当事者(被告)と誤つた違法がある。控訴人らの主張が正論であればすでにこの点において却下を免れない。すなわち在学契約関係説にたてば契約当事者は学生と国ということになろう。そしてその法律関係を公法上のものと解すれば、当事者訴訟(行政事件訴訟法第四条)で争い、私法上のものと解すれば民事訴訟手続によつて争わるべきであろう。この点において控訴人らは自家撞着に陥つている。よつて本訴はいずれにしても不適法である。

(証拠) (省略)

理 由

まず本案前の抗弁について考察する。

一、被控訴人ら指定代理人らは被控訴人経済学部長には本訴の当事者能力がない旨 主張する。

一級グラ。 被控訴人経済学部長に対する本訴は単位不認定違法確認および単位認定義務確認 を求める行政訴訟であるから、右単位認定の作為義務を有する行政庁を被告として 訴を提起すべきであるところ、大学設置基準第三一条(甲第三号証関係法令二一 頁)に「大学は一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与えるもの とする。」とあるところよりみれば、単位認定権者は大学という行政庁の長たる学 長というべきである。

しかしながら、国立大学は他の行政庁とは異なり、学部自治を基礎として運営されているから、国立学校設置法施行規則第三条(甲第三号証関係法令三四頁)にい う「学部の長」は学長より職務を委任され単位の認定権を有するものというべきで ある。

富山大学においても学則第四〇条第二項(甲第三号証諸規程八頁)に「学長は、 校務の一部を学部長その他に委任することができる。」旨規定されているところよ りみれば、学部長は校務の一部たる単位認定権のあること明らかである。もつとも 富山大学経済学部規程(甲第三号証諸規程五三頁)中には明記されていないけれど も、富山大学教育学部規程(甲第三号証諸規程二九頁)第一〇条、および富山大学 文理学部規程(甲第三号証諸規程一九頁)第一一条には、学部長に認定権のあることを明記しているところよりみれば、富山大学経済学部においても同様に解するのが相当である。このことは、原審証人Hの証言(第一回)により成立を認めうる甲 第四号証によれば、富山大学経済学部の卒業証書の形式は「本学経済学部経済学科 所定の課程を修めたことを認める」として経済学部長の署名押印があり、「本学経 済学部長の認定により卒業証書を授与し経済学士と称することを認める」として学

長の署名押印がなされていることからも、首肯しうるところである。 以上の説示によつて明らかなとおり、被控訴人経済学部長も本件単位不認定違法 確認ならびに単位認定義務確認の請求訴訟につき、当事者能力を有するものといわ ねばならないから、被控訴人ら指定代理人らの右主張は採用できない。

二、被控訴人ら指定代理人らは、被控訴人らにはなすべき処分又は裁決が存しない し、仮に存するとしても特別権力関係における行為であつて司法裁判所の審判の対 象から除外さるべきであると主張する。

しかしながら単位認定、専攻科修了の認定の行為は、被控訴人学長又は学長より 委任をうけた被控訴人経済学部長によつてなさるべきものであること前記のとおり であるからには、被控訴人らになすべき処分が存しないとの被控訴人ら指定代理人 らの主張は失当というべきである。

ところで国立大学の在学関係については、当裁判所も原判決の説示と同じく、 法上の営造物利用関係であつて、いわゆる特別権力関係に属すると考えるから、原 判決の理由説示 (二五枚目表三行目より二六枚目裏--行目まで—但し二六枚目裏 三行目から四行目にかけての「ひいては右課程修了の判定」を削る―)をここに引 用する。

控訴人ら代理人らは教育契約関係説の立場から国立大学の在学関係も私立大学の

在学関係と同じく教育契約に由来する旨主張する。 成程国立大学(公立大学も同じ)と私立大学とはいずれも教育基本法、学校教育 法の適用をうけ、教育目的にはなんらの差異も認められないのであるけれども、国 立大学にあつては公の施設の利用関係という点において私立大学と自ら異るもので あるといわねばならない。

しかし、いずれにせよ、大学と学生とが対等の立場にたつて教育契約を締結する ものと考えることは、教育の本質よりみて失当であつて、到底採用のかぎりでな

なお控訴人ら代理人らは、特別権力関係論は法治主義に反するものであつて、日 本国憲法の下にあつては到底認めることをえない旨主張する。

しかしながら、「特別権力関係」という用語の当否はさておき、私企業において も企業の秩序の維持をはかるため内部規律が定められ、それによつて従業員間の秩序が律せられていて、これに対しては市民法秩序に関しない限り司法権行使が問題 とならないごとく、公企業ないし公営造物関係において、その内部の秩序を維持するため規律を定めることはなんら憲法に違反するものでなく、その内部規律に対し て司法権が及ばないものとすることも許されて然るべきであるから、控訴人ら代理 人らの主張は採用できない。

ところで、特別権力関係に属するものが、すべて司法裁判所の審判の対象から除外されるか否かについては議論の分れるところである(三説あることについては控訴人ら代理人ら指摘のとおりである)が、当裁判所は第二説が至当であると考え る。すなわち特別権力関係の範囲内の事項についても、一般市民としての権利義務 に関するものは司法審査の対象となると解すべきである。

そこで本件について考えるに、単位の認定については純然たる大学内部のことで あつて市民法上の権利義務に関しないこと原判決理由説示のとおりであるから、こ の点に関する原判決の理由記載(二七枚目表一行目より二九枚目表一一行目まで-但し二九枚目表四行目から五行目にかけて「ということや専攻科ないしその履修届 を修了したとすべきかどうか」を削る一)をここに引用する。

しかしながら、専攻科の修了については、学部の卒業と同じ効力を有し、 認定を与えないことは卒業の認定を与えない場合と同じく、営造物利用の観念的一 部拒否とみることができ、その点で市民法秩序に連なるものとして、特別権力関係 上の行為ではあるが、司法権が及ぶものと解するのが相当である。

控訴人ら代理人らは、単位の請求も学生の基本的な権利であつて、 一種の資格地 位にかかる一般市民法秩序に関するものである旨主張するが、在学契約関係説の採 用できないこと前記のとおりであるからには、学生に単位認定請求権があると解し がたいのみならず、単位の授与が卒業ないし専攻科修了に結びつく場合は卒業ない し専攻科修了の認定を請求すべく、単位の取得そのものをきりはなして一種の資格 地位の取得とも解せられないから、一般市民法秩序に関するものとは到底認められ ない。

よつて被控訴人らに対する各控訴人らの単位認定にかかる各請求についての被控 訴人ら指定代理人らの抗弁は理由があるが、控訴人Aの専攻科修了認定にかかる請 求については被控訴人ら指定代理人らの右抗弁は失当というべきである。

三、そこで進んで控訴人Aの被控訴人学長に対する第一次請求(修了不認定違法確 認請求)につき、被控訴人ら指定代理人らの控訴人Aには修了認定請求権がないから本訴の当事者適格を欠く旨の主張について考察する。 行政事件訴訟法第三七条は不作為の違法確認の訴につき「処分又は裁決について

の申請をした者に限り、提起することができる。」旨規定し、申請権のある者に限 定していないから、現実に申請した者は申請権の有無にかかわらず右訴を提起しう るものと解される。従つて控訴人Aが専攻科履修届を提出したこと前記認定(原判 決引用)のとおりであるからには、控訴人Aが当事者適格を有すること明らかであ つて、被控訴人ら指定代理人らの右主張は採用できない。

四、以上の次第ゆえ、控訴人Aをのぞく各控訴人らの被控訴人経済学部長に対する第一次請求、被控訴人学長に対する第二次請求、ならびに控訴人Aの被控訴人経済学部長に対する第一次請求、被控訴人学長に対する第二次請求(以下各単位不認定 違法確認請求)、控訴人Aをのぞく各控訴人らの被控訴人経済学部長に対する第三 次請求、被控訴人学長に対する第四次請求、ならびに控訴人Aの被控訴人経済学部 長に対する第三次請求、被控訴人学長に対する第四次請求(以上各単位取得認定義 務確認請求)はその余の点について判断するまでもなく、いずれも不適法として却 下を免れず、これと結論を同じくする原判決は相当であつて、右各請求についての本件各控訴は理由なく棄却を免れない。

しかしながら、控訴人Aの被控訴人学長に対する第一次請求(修了不決定違法確認請求)についての本案前の抗弁はいずれも理由なく、原判決中右と結論を異にし控訴人Aの被控訴人学長に対する訴を却下した部分については、第三次請求につい ての本案前の抗弁につき判断をなすまでもなく、維持しえないからこれを取消し、 原審に差戻すべきである。

よつて、民事訴訟法第三八八条、第三八四条、第九五条、第九三条、第八九条に 従い、主文のとおり判決する。 (裁判官 中島誠二 黒木美朗

井上孝一)